

千葉県留学生受入プログラム実施要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、千葉県留学生受入プログラム（以下、「本プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本プログラムは、在留資格「介護」を取得して県内の介護施設での就労を目指す外国人留学生及び留学生候補者（以下「留学生等」という。）、並びにこれを受け入れる介護施設（以下「受入施設」という。）を支援し、もって県内の介護職員の確保を図ることを目的として実施する。

(事業内容)

第2条 本プログラムは、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) マッチング支援事業

留学生等の母国の日本語学校（以下「現地日本語学校」という。）、県内日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍し、千葉県内で介護職として就労を希望する留学生等と、外国人介護職員の受入を希望する介護施設、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設とのマッチングを行う。

(2) 学費及び居住費支援事業

前号に定めるマッチングを受けた留学生等に対し、現地日本語学校及び県内日本語学校の学費、並びに県内日本語学校及び介護福祉士養成施設の在籍時における居住費について助成を行う。

(事業主体)

第3条 前条第一号に定めるマッチング支援事業の実施主体は千葉県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体（以下、「マッチング機関」という。）に委託することができる。

2 前条第二号に定める学費及び居住費支援事業の実施主体は受入施設とし、県は当該受入施設に対し、その経費の一部を補助する。

(現地日本語学校の参加基準と役割)

第4条 本プログラムに参加する現地日本語学校の参加基準と役割について以下のとおり定める。

(1) 参加基準

- ① 千葉県と事業協定を締結した日本語学校であること。
- ② 日本人教師を1人以上雇用していること。

(2) 役割

- ① 留学生候補者の日本語教育については、おおむね6か月間の教育期間を通じて11月初旬にTOPJテストの初級A-5ランクに合格するとともに、JLPTのN5を取得し、卒業時にはN4相当となるよう親切かつ真摯に教育を行うこと。
- ② 留学生候補者の学習を適切にサポートし、千葉県が依頼する人数に応じ送り出すこと。
- ③ マッチング機関と協力し、学生及び保護者をサポートすること。
- ④ マッチング機関が実施する調査に協力すること。

(県内日本語学校の参加基準と役割)

第5条 本プログラムに参加する県内日本語学校の参加基準と役割について以下のとおり定める。

(1) 参加基準

- ① 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1の1に掲げられた千葉県に所在する日本語教育機関であること。
- ② 東京入国管理局から適正校と位置付けられていること。
- ③ 原則として、卒業生が県内介護福祉士養成施設へ入学した実績があること。

(2) 役割

- ① 留学生が1年間の教育期間内に、7月に日本語能力試験（JLPT）N4、12月にN3に合格するとともに、卒業時にN2相当レベルとなるよう親切かつ真摯に教育を行うこと。
- ② 留学生の学習をサポートするための体制（生活支援担当部署、サポート教員）を整備していること。特に、アルバイトの実施については、本プログラムに参加する留学

生は、原則として受入施設でのアルバイトを行うよう推奨していることから、受入施設と緊密に連携を取り、留学生を適切にサポートすること。

- ③ 留学生の入学に際し、必要となる住居の確保については、受入施設とも連携しながら適切にサポートすること。
- ④ 留学生が卒業する際には、介護福祉士養成施設と連携し、円滑に進学できるよう留学生を支援すること。
- ⑤ マッチング機関が実施する調査に協力すること。

(県内介護福祉士養成施設の参加基準と役割)

第6条 本プログラムに参加する県内介護福祉士養成施設の参加基準と役割について以下のとおり定める。

(1) 参加基準

- ① 修業年限は2年間であること。
- ② 前年度の介護福祉士国家試験において、全体又は留学生を除き70%以上の合格率があること。

ただし、入国後、介護福祉士養成施設への入学が可能な留学生(日本語能力試験(JLPT)N2相当以上の日本語能力を有している者。)の受入が可能な場合は、この限りでない。

- ③ 原則として、卒業生が県内介護施設で就労している実績があること。

(2) 役割

- ① 留学生が介護福祉士国家資格を取得できるよう、親切かつ真摯に教育を行うこと。
- ② 日本語能力が低く、授業への対応が困難なものには適宜補講を実施するなど十分なサポートを行うこと。
- ③ 留学生の学習をサポートするための体制(留学生担当部署、留学生サポート教職員)を整備すること。特に、アルバイトの実施については、本プログラムに参加する留学生は、原則として受入施設でのアルバイトを行うよう推奨していることから、受入施設と緊密に連携を取り、留学生を適切にサポートすること。
- ④ 留学生の入学に当たっては、県内日本語学校と連携を取りながら進学をサポートすること。特に進学に際して新たに住居が必要となる場合には、受入施設とも連携しながら適切な支援を行うこと。

- ⑤ 留学生を除籍した際には速やかに出入国管理局に届け出るなど、適正な運営を行うこと。
- ⑥ 在籍中に留学生が本プログラムを離脱し、受入施設から第7条（2）⑫ただし書きによる協議があった場合は、誠実に対応すること。
- ⑦ マッチング機関が実施する調査に協力すること。

（受入施設の参加基準と役割）

第7条 本プログラムに参加する受入施設の参加基準と役割について、以下のとおり定める。

（1）参加基準

- ① 介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（外部利用型は除く）、認知症対応型入居者生活介護のいずれかであること。

（2）役割

- ① 1施設あたり2名以上の外国人職員を受け入れること。
- ② 外国人介護職員に対するアルバイト賃金は、日本人と同等以上とすること。
- ③ 正式採用後の報酬額及びその他待遇は、日本人が従事する場合と同等以上とすること。
- ④ 外国人介護職員（受入施設でアルバイト中の留学生を含む）に対する生活面でのサポート担当、介護現場でのサポート担当を配置すること。
- ⑤ 県が実施する中堅管理者向け労務研修に、中堅職相当の職員が参加すること。
- ⑥ 留学生の住居の確保については、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設への通学についても配慮しつつ、十分なサポートを行うこと。
- ⑦ マッチングされた留学生が県内日本語学校及び介護福祉士養成施設に在学中は、原則として当該留学生をアルバイトとして雇用すること。なお、受入施設と県内日本語学校又は介護福祉士養成施設の距離が遠く、平日は受入施設でアルバイトを行うことが困難な場合は、週末や長期休暇中にアルバイトを行うことも考えられるため、住居の確保や通学への配慮等の便宜を図ることが望ましいこと。
- ⑧ 千葉県外国人介護人材支援センター（以下「支援センター」という。）と連携して、きめ細かく留学生を支援すること。

- ⑨ 就労の際には、法人が定める勤務条件、休暇制度により処遇することとあわせ、外国人介護職員の帰郷に配慮し、年に一度、1週間程度の休暇取得の便宜を図ることが望ましいこと。
- ⑩ 介護福祉士国家試験に不合格となり、就労しながら再度受験しようとする留学生に対しては、最大限の配慮を行うこと。
- ⑪ マッチング機関が実施する調査に協力すること。
- ⑫ 留学生が介護福祉士等修学資金を借り入れるにあたり、他に適当な保証人がいない場合には、法人保証の制度を活用して保証人となるよう協力すること。

ただし、介護福祉士養成施設に在籍中に留学生が本プログラムを離脱したときは、介護福祉士養成施設に対し、保証人としての負担軽減について協議できるものとする。

(本プログラム対象者の決定)

第8条 本プログラムによる支援対象となる留学生等のうち、現地日本語学校から参加する者については、以下の手順により決定する。

- ① 現地日本語学校は、本プログラムに参加を希望する学生及びその保護者に対して、マッチング機関の協力を得ながら本プログラムの内容を十分に説明し、理解を得た上で、本プログラムによる支援対象となる留学生候補者を選定し、当該学生情報をマッチング機関に提供する。
 - ② マッチング機関は、学生や受入施設等の希望も踏まえつつ、マッチングを行う。
 - ③ ②のマッチングにより、当事者間でおおむねの合意が得られた後、受入施設、現地日本語学校、県内日本語学校、介護福祉士養成校、留学生候補者による協定を締結する。なお、協定書については、別途、県が示す標準例を参考として当事者間で定める。
- 2 本事業による支援対象となる留学生等のうち、県内日本語学校又は介護福祉士養成施設に既に在籍している者については、以下の手順により決定する。
- ① 県内日本語学校又は介護福祉士養成施設は、本事業に参加を希望する留学生に対し、十分に事業内容を説明し、理解を得た上で、本事業による支援対象となる留学生候補者を選定し、当該学生情報をマッチング機関に提供する。
 - ② マッチング機関は、留学生や受入施設の希望も踏まえつつ、マッチングを行う。
 - ③ ②のマッチングにより、当事者間でおおむねの合意が得られた後、受入施設、県内日本語学校（県内日本語学校に既に在籍している者についてのみ）、介護福祉士養成施設

設、留学生候補者による協定を締結する。なお、協定書については、別途、県が示す標準例を参考として当事者間で定める。

(現地日本語学校への手数料)

第9条 県は、現地日本語学校に対し、事務手数料として、県内の介護施設とマッチングされた留学生候補者の数により、留学生候補者1名につき5万円（ただし、1校につき6人目以降は1名につき2万5千円）、また、留学生を送り出した実績により、留学生1名につき5万円（ただし、1校につき6人目以降は1名につき2万5千円）を支払う。

ただし、当該手数料は、マッチング機関を通じ、マッチング機関への委託料の範囲内で支払うものとする。

(県内日本語学校への留学)

第10条 現地日本語学校は、マッチングされた県内日本語学校の依頼する期日までに遅滞なく入国に関する書類を送付する。

(学費及び居住費補助等)

第11条 第2条第2号の規定により受入施設が行う学費及び居住費の助成については、県の補助基準額である以下の額を標準として各受入施設において定める。なお、留学生等の負担を可能な限り軽減するために、受入施設は必要に応じて支給の時期等を配慮するものとする。

(1) 現地日本語学校の学費

(1月につき2万円) × 6月 = 12万円

(2) 県内日本語学校の学費及び在学中の居住費

① 学費 (1月につき5万円) × 12月 = 60万円

② 居住費 (1月につき3万円) × 12月 = 36万円

(3) 介護福祉士養成施設に在学中の居住費

(1月につき3万円) × 12月 × 2年 = 72万円

(注) 介護福祉士養成施設の学費については、既存の介護福祉士等修学資金を利用する。

2 介護施設が行う前項の助成に対する県の補助については、別に定める。

(留学生のサポート体制)

第12条 留学生のサポート体制は概ね以下のとおりとし、十分に連携しながら支援を行うこと。

- ①現地日本語学校に在学中：現地日本語学校、マッチング機関（受入施設）
- ②県内日本語学校に在学中：県内日本語学校、受入施設、支援センター
- ③介護福祉士養成施設に在学中：介護福祉士養成施設、受入施設、支援センター

(会議の開催)

第13条 本プログラムを円滑に実施するため、事業に係る課題の把握とその解決について協議するため、必要に応じて本プログラムの参加団体による関係者会議を開催する。

(その他)

第14条 本プログラムを実施するにあたり必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月29日から施行する。